

千葉産業保健総合支援センター地域窓口 (地域産業保健センター)一覧



千葉県内には、地域ごとに9か所の地域産業保健センターがあります。
ご利用については、事業所地域担当のセンターへお問い合わせください。

センター名	所在地	電話		担当地域
		ファックス		
千葉市	261-0001 千葉市美浜区幸町1-2-2 桑田ビル4F(R7.2.17~)	043-242-1220		千葉市
		043-242-1352		
船橋	273-0864 船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター2F	047-424-9322		船橋市、市川市、習志野市 八千代市、鎌ヶ谷市、 浦安市
		047-424-9310		
東葛北部	277-0852 柏市旭町1-4-18後藤ビル2F 読売新聞 千葉北部読売会内	080-9370-2053		柏市、松戸市、野田市、 流山市、我孫子市
		tokusanpo@chibas.johas.go.jp		
銚子海匠	288-0063 銚子市清水町3177-1 銚子市医師会内	0479-22-5603		銚子市、匝瑳市、旭市
		0479-22-5603		
安房	294-0045 館山市北条2578-27	0470-29-5650		館山市、鴨川市、南房総市 鋸南町
		0470-29-5651		
君津木更津	292-0832 木更津市新田3-4-30 君津木更津医師会内	0438-22-6206		木更津市、君津市、富津市 袖ヶ浦市
		0438-22-6206		
市原市	290-0050 市原市更級5-1-48 市原市医師会内	0436-24-5599		市原市
		0436-23-3080		
印旛香取	286-0036 成田市加良部3-17-2 印旛市郡医師会内	0476-27-0331		成田市、佐倉市、富里市 印西市、印旛郡、白井市 四街道市、八街市、香取市 香取郡
		0476-27-0331		
山武長生夷隅	283-0068 東金市東岩崎5-12 山武郡市医師会内	0475-55-4136		東金市、山武市、山武郡 茂原市、大網白里市、 長生郡、勝浦市、いすみ市 夷隅郡
		0475-55-4136		

地域産業保健センターのご利用について

千葉産業保健総合支援センターの地域窓口として、県内に9か所の地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

提供するサービスは無料です



健康診断の結果についての 医師からの意見聴取

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業者が医師から意見を聴くことができます。

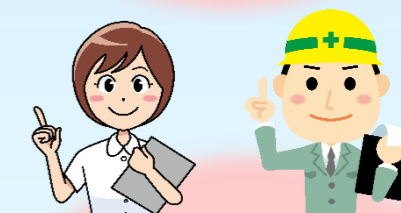
労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調の労働者対応について、相談・指導を行います。



ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。



個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

◆コーディネーターは常勤ではない為、電話が繋がらない場合があります。
その場合は「千葉産業保健総合支援センター」へご連絡ください。TEL043-202-3639

◆ご利用申込書はHPからダウンロードできます。

【千葉産業保健総合支援センター】
地域産業保健センター
【<https://www.chibas.johas.go.jp/center>】



2023.3

総合窓口



独立行政法人 労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター
千葉市中央区中央3-3-8日進センタービル8F TEL043(202)3639 FAX043(202)3638
URL:<https://www.chibas.johas.go.jp>



健康診断をやりっぱなしにしていますか？

事業者は、健康診断の結果異常の所見があると診断された労働者（有所見者）の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。
【労働安全衛生法第66条の4】

◆ 一般健康診断の実施とその後の主な流れについて



① 定期健康診断の実施
(安衛法第66条第1項)

② 健康診断結果の受領
異常所見の有無のチェック

所見なし

所見あり

③健康診断結果の労働者への通知
(安衛法第66条の6)

④医師等からの意見聴取（安衛法第66条の4）
就業上の措置について医師等の意見を聴かなければなりません



通常勤務可

就業制限

要休業

⑤就業上の措置の決定等（安衛法第66条の5）
医師等の意見を勘案し、必要があるときはその労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講じてください。また、医師等の意見を踏まえ衛生委員会等への報告を行ってください。

《健康診断結果措置指針》
労働者50人未満の事業場においては、地域産業保健センターの活用を図ること等が適当であるとされています。
※事業場所在地の担当地域産業保健センターへお申し込みください。
ご利用申込書はHPよりダウンロードできます。

ちばさんぽ 検索

特に健康保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師または保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。（安衛法第66条の7）



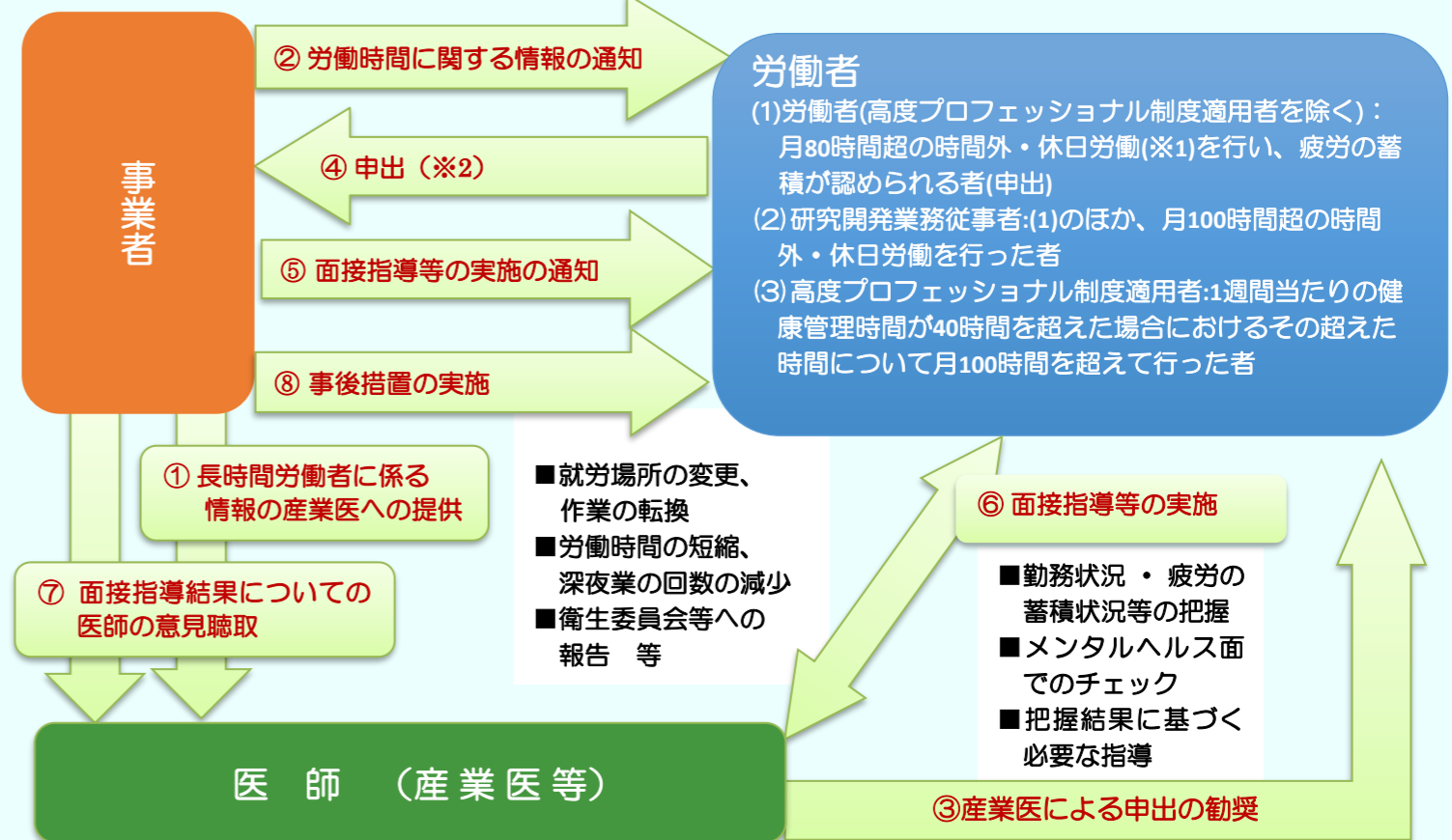
長時間労働者への 医師による面接指導を実施しましょう

◆長時間労働者への面接指導制度の概要

脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下「脳・心臓疾患」という。)の発症が長時間労働との関係性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導又は面接指導に準じた必要な措置を講ずるように努めましょう。



産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場については、地域産業保健センターを活用して行うことができます。（無料）



※1. 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

※2. 月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者及び上図 (3)の高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申し出がなくても対象となります。

◆時間外・休日労働時間が月80時間を超えたら・・・

事業者

労働者本人に当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。
上図 (3) 労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な措置を実施しなければなりません。
労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しなければなりません。

労働者

面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

医師（産業医等）

労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨することができます。（事業場選任の産業医）
労働者の勤務状況及び疲労の蓄積状況その他の心身の状況について確認し、事業者の意見聴取に対し意見を述べます

